

小山工業高等専門学校情報ネットワーク室運営細則

制 定 平成15年4月1日

一部改正 平成26年6月11日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校情報科学教育研究センター(以下「情報センター」という。)規則第7条第3項に定める情報ネットワーク室の運営について、必要な事項を定める。

(情報ネットワーク室の業務)

第2条 情報ネットワーク室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 情報ネットワークの基幹部分の維持管理
- 二 インターネット接続の維持管理
- 三 各科・課及び技術室が行う支線部分の管理及び運営に関する技術的支援
- 四 情報ネットワークに関する外部機関との連絡・調整

(室長及び主任)

第3条 情報ネットワーク室長(以下「室長」という。)は、情報センター長の指示に基づき情報ネットワーク室の業務を統括する。

2 情報ネットワーク室主任は、第2条の業務を行う。

(各科・課端末機の管理)

第4条 各科・課及び技術室所属の端末機の管理・運営は、各科・課及び技術室が行う。

(情報ネットワーク支線管理者)

第5条 各科・課及び技術室は、情報ネットワーク支線管理者(以下「支線管理者」という。)を定め、情報ネットワーク室に届け出るものとする。

2 支線管理者は、所属する科・課及び技術室の支線部分の管理・運営及び情報ネットワーク室との連絡調整を担当する。

(情報ネットワーク支線管理者連絡会)

第6条 室長は、情報ネットワークの運営についての意見交換等のため、支線管理者連絡会を設置することができる。

附 則

1 この細則は、平成15年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校情報ネットワーク室運営規則(平成9年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この細則は、平成26年6月11日から施行する。